

令和2年度小平市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度小平市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和2年11月24日提出

小平市長 小林 正 則

令和2年度

小平市介護保険事業特別会計

補正予算書（第2号）

小平市

第 1 表 債務負担行為

事 項
高齢者交流室指定管理料

(単位：千円)

期 間	限 度 額
令和3年度～令和7年度	高齢者交流室の管理運営に要する額

目 次

第1 債務負担行為に関する調書 1

令和2年度

小平市介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）説明書

第1 債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての
令和元年度末までの支出額及び令和2年度以降の支出予
定額等に関する調査

事 項	限 度 額	令和元年度末まで の支出額		令和2年度以降 の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
高齢者交流室 指定管理料	高齢者交流室の 管理運営に要す る額	—	—	令和3年度 ） 令和7年度	限度額

(単位：千円)

左の財源内訳	事 項 説 明
国庫支出金 支払基金交付金 都支出金 そ の 他	指定管理者に高齢者交流室の管理運営を行わせるもの であるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担 行為を設定するものである。